

社会福祉法人ぴゅあ経理規程細則

目次

1. 総則
 2. 「経理規程第 6 条に定める共通収入支出の配分に関する細則」
 3. 「経理規程第 37 条に定める資金の積立に関する細則」
 4. 「経理規程第 44 条に定める固定資産の評価に関する細則」
 5. 「経理規程第 46 条に定めるリース会計に関する細則」
 6. 「経理規程第 48 条に定める固定資産の改良と修繕（資本的支出）に関する細則」
 7. 「経理規程第 52 条に定める減価償却に関する細則」
 8. 「経理規程第 53 条に定める退職給付引当金に関する細則」
 9. 「経理規程第 54 条に定める賞与引当金に関する細則」
 10. 「経理規程第 55 条に定める徴収不能引当金に関する細則」
 11. 「経理規程に定める重要性に関する細則」
 12. 「経理規程第 68 条に定める契約書の作成を省略することができる場合に関する細則」
- 附則

1. 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人びゅあ経理規程（以下「経理規程」という。）を実施するために必要な事項について定めるものとする。

2. 「経理規程第6条に定める共通収入支出の配分に関する細則」

(配分基準)

第1条 経理規程第6条第1項及び第2項に定める「合理的な基準に基づいて配分する」基準は、別添1 共通経費の配分基準表のとおりとする。

2 前項の配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準（例えば人数、時間、面積等による基準、又はこれらの2以上の要素を合わせた複合基準）を選択して適用するものとする。

3 一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。

3. 「経理規程第37条に定める資金の積立に関する細則」

(積立)

第1条 経理規程第37条に定める積立資産は、使用計画に定めた積立額を積み立てるものとする。

(取崩)

第2条 経理規程第37条に定める積立資産は、次に掲げる場合にそれぞれに掲げる金額を取崩すものとする。

- (1) 当該積立資産の目的である支出があった場合 当該積立資産の金額範囲内の目的支出額
- (2) 当該積立資産の目的である支出が行われないことが理事会で決定した場合 当該積立資産の総額
- (3) 当該積立資産を積立目的以外に使用する場合 当該積立資産について理事会で取り崩すことと決めた金額

4. 「経理規程第44条に定める固定資産の評価に関する細則」

(付随費用)

第1条 経理規程第46条第1項(1)(2)に定める直接付随費用とは、当該固定資産を取得し、事業の用に供するために要した費用で次の(1)及び(2)に掲げるものとする。

- (1) 当該固定資産を取得するために直接要した費用の額

- ① 引取運賃
 - ② 荷役費
 - ③ 運送保険料
 - ④ 購入手数料
 - ⑤ 関税
 - ⑥ その他その固定資産を取得するために直接要した費用の額
- (2) その固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額
- 2 次の(1)及び(2)に掲げるものは、前項の規定にかかわらず付随費用から除外することができるものとする。
- (1) 不動産取得税、自動車取得税
 - (2) 登録免許税その他登記登録に関する費用
- 3 次に掲げるものは、第1項に掲げる付随費用からは除外するものとする。
- (1) 建設変更に伴い変更前に支出した当該建物建設のための調査費、測量費、設計費等の費用で、変更後に不要となったもの。
 - (2) 契約解除による違約金
 - (3) 建物建設に伴う落成式等の費用
(時価)

第2条 経理規程第44条第3項に定める時価とは、公正な評価額(観察可能な市場価格、又は観察可能な市場価格によることができない場合においては合理的に算定された価額)をいうものとする。次に掲げる資産については、それぞれに掲げる価額を合理的に算定された価額とすることができるものとする。

- (1) 土地 次の①又は②の価格
 - ①「不動産鑑定評価基準」に基づく正常価格
 - ②公示価格、都道府県基準地価格、路線価による相続税評価額又は固定資産税評価額を基準として、それに合理的な調整を加えた価格
- (2) 建物等 次の①又は②の価格
 - ①「不動産鑑定評価基準」に基づく正常価格
 - ②販売業者、物件売買仲介業者など第三者が算定した価格

5. 「経理規程第46条に定めるリース会計に関する細則」

(利息相当額の配分方法)

第1条 経理規程第46条第1項に定める利息法とは、リース料総額に占める各会計期間の支払利息相当額を、リース債務の未返済元本残高(貸借対照表のリース債務の金額をいう。)に一定の率を乗じて算出する方法をいう。当該利率はリース料総額の現在価値がリース取引開始日におけるリース資産(リース債務の計上金額と同じ。)の計上額と等しくなる利率として求めるものとする。

6. 「経理規程第 48 条に定める固定資産の改良と修繕（資本的支出）に関する細則」

（資本的支出と修繕費の区分）

第 1 条 経理規程第 48 条第 1 項に定める固定資産の性能の向上、改良又は耐用年数を延長するために要した支出で固定資産の価額に加算するものを資本的支出とする。

第 2 条 固定資産に関わる支出が、前条の資本的支出と経理規程第 48 条第 2 項に定める修繕費のいずれに該当するかの判定にあたっては、継続的に利用することを条件として、別添 2 の「資本的支出と修繕費の区分判定表」を利用して行うことができるものとする。ただし、前条に定める原則に照らし、当該判定表によることが明らかに不合理と認められる場合には、個々の支出内容を吟味して判定するものとする。

7. 「経理規程第 52 条に定める減価償却に関する細則」

（期中に増加又は減少した資産の償却費）

第 1 条 期中において資産を取得し、又は譲渡、売却若しくは除却した場合において当該資産の経理規程第 52 条第 1 項及び第 3 項に定める減価償却の計算は、当該資産の当期における使用月数に応じて行うものとする。

（中古資産の耐用年数）

第 2 条 中古資産を取得した場合における経理規程第 52 条第 4 項に定める耐用年数は、次のいずれかとする。

(1) 当該資産を当該事業の用に供した以後の使用可能期間の年数

(2) 次の簡便法より計算した残存耐用年数

ただし、当該中古資産を事業の用に供するために支出した資本的支出の額が中古資産の取得価額の 50%を超える場合には、簡便法により計算した年数によることはできない。

① 法定耐用年数の全部を経過したもの

法定耐用年数×20%＝残存耐用年数

② 法定耐用年数の一部を経過したもの

法定耐用年数－経過年数＋（経過年数×20%）＝残存耐用年数

上記①又は②の算式により計算した年数に 1 年未満の端数がある時はこれを 1 年とし、当該年数が 2 年未満であるときは 2 年とする。

（計上時期）

第 3 条 月次原価計算又は月次損益予算管理を行うため、減価償却費の計上を月次決算で行う必要がある場合には、毎会計期間開始の時に当該会計期間の減価償却予定額を計算し、この予定額を当該会計期間の月数で除した金額を月次決算において減価償却費として計上するものとする。また、当該会計期間に月割り計上した減価償却費の合計額は、会計年度末において当該会計期間に負担すべき減価償却費の年間計上額に洗い替えるものとする。

8. 「経理規程第 53 条に定める退職給付引当金に関する細則」

(戻入の時期と金額)

第 1 条 経理規程第 53 条に定める退職給付引当金は、前会計年度末の退職給付引当金の設定対象者が退職した場合には、当該退職者の退職時に、当該退職者に係る前会計年度末の退職給付引当金を退職金（勘定科目は退職給付費用とする。）に充当するものとする。

9. 「経理規程第 54 条に定める賞与引当金に関する細則」

(計上額)

第 1 条 経理規程第 54 条に定める賞与引当金は、原則として、過去の実績、同業他法人の支払状況、労使間の協定内容、法人の業績、法人の人事政策などを勘案して、翌会計期間に支給する賞与の額及び当該賞与に係る法定福利費（当法人の負担額に限る。以下「賞与等」という。）の合計額を見積り、その合計額のうち当会計期間に対応する金額を賞与引当金として計上するものとする。

(戻入の時期と金額)

第 2 条 前条に定める賞与引当金は、前会計年度末に賞与引当金の設定対象となっている賞与の支給があった場合には、当該賞与支給時に、当該賞与引当金を当該賞与支給額及び法定福利費に充当するものとする。

10. 「経理規程第 55 条に定める徴収不能引当金に関する細則」

(計上時期)

第 1 条 経理規程第 55 条に定める徴収不能引当金は、毎会計年度末に当該会計期間の末日における金銭債権に係る徴収不能引当金を計上するものとする。

(計上額)

第 2 条 前条に定める徴収不能引当金は、会計年度末の金銭債権を個別に評価する債権（以下「個別評価債権」という。）と、その他の債権（以下「一括評価債権」という。）に区分して計算するものとする。

2 前項に定める個別評価債権は、次の (1) の債権とし、その債権に対する徴収不能引当金は、次の (2) により算定するものとする。

(1) 徴収不能の可能性が極めて高い債権

徴収不能の可能性が極めて高い債権とは、破産、経営破綻（以下「破産等」という。）又は実質的に破産等に陥っている債務者に対する債権をいう。破産等の状態に陥っている債務者とは、法的、形式的な破産等の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、和議等の事由が生じている債務者をいう。実質的に破産等に陥っている債務者とは、法的、形式的に破産等の事実が発生していないが、深刻な状態にあると認められる債務者をいうものとする。

(2) 徴収不能見込額の算定

個別評価債権の金額から回収が確実に見込まれる額を控除して算定するものとする。

- 3 第1項に定める一括評価債権は、個別評価債権以外の債権とし、その債権に対する徴収不能引当金は、一括評価債権の金額に過去の徴収不能額の発生割合を乗じて算定するものとする。

(戻入の時期と金額)

第3条 前条第2項に定める徴収不能引当金は、個別評価債権が徴収不能となることが明らかになった場合には、当該徴収不能引当金を当該徴収不能額に充当するものとする。また、徴収不能引当金の対象としていた個別評価債権が回収されるなどして当該計上が不要となった場合には、当該不要となった金額は戻入れ、事業活動計算書、特別増減の部、その他特別収益、徴収不能引当金戻入益として計上するものとする。

- 2 前条第3項に定める徴収不能引当金は、一括評価債権が徴収不能となることが明らかになった場合には、一括評価債権に係る徴収不能引当金の帳簿残高を限度として、当該徴収不能引当金を当該徴収不能額に充当するものとする。

11. 「経理規程に定める重要性に関する細則」

(重要性の基準)

第1条 経理規程第53条、第54条、第55条第1項における重要性の判断は、財務諸表等の利用者が、財務諸表等に記載されたこれらの事項の情報に基づいて判断する場合において、誤りの無い判断ができるか否かを考慮して行う必要がある。

- 2 重要性の判断は、原則として個々の事例ごとに、次に掲げる事項を考慮して行うこととする。

12. 「経理規程第68条に定める契約書の作成を省略することができる場合に関する細則」

(理事長が契約書を作成する必要がないと認めるときの基準)

第1条 経理規程第68条第1項第4号における理事長が契約書を作成する必要がないと認める契約の判断は、「支出負担行為兼支払い命令」によって経理する程度の契約であって、概ね次条第1項の各項のいずれかに該当するもの。

(特に軽微な契約の基準)

第2条 経理規程第68条第2項における特に軽微な契約の判断は、次に掲げる事項を考慮して行うこととする。

- ・ 物品を購入する場合において、売り人が商品を即納してその物品を引き渡すとき
- ・ 工事の竣工、役務の完了、物品の納入等が、発注又は依頼からおおよそ1ヶ月以内に履行されると思われるもので、契約の相手に複数の候補者が選定可能なとき

2 経理規程第 68 条第 2 項におけるその他これに準ずる書面の判断は、次に掲げる事項を考慮して行うこととする。

- ・ 契約の相手側が作成した様式の発注書の控え
- ・ 見積書及び納品書

附則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日に遡及して実施する。

別添 1

共通経費の配分基準表

種類、勘定科目	対象	配分基準	配分割合
人件費	兼務職員	拠点区分間従事割合	常勤換算による
本部棟経費の一部	水道光熱費等	専有面積、使用割合	殿町 8 松原 1 支援 1
ぴゅあほーむ・ショート拠点区分のサービス区分間	全勘定科目	利用者数割合	ケアホーム 3 ショート 1

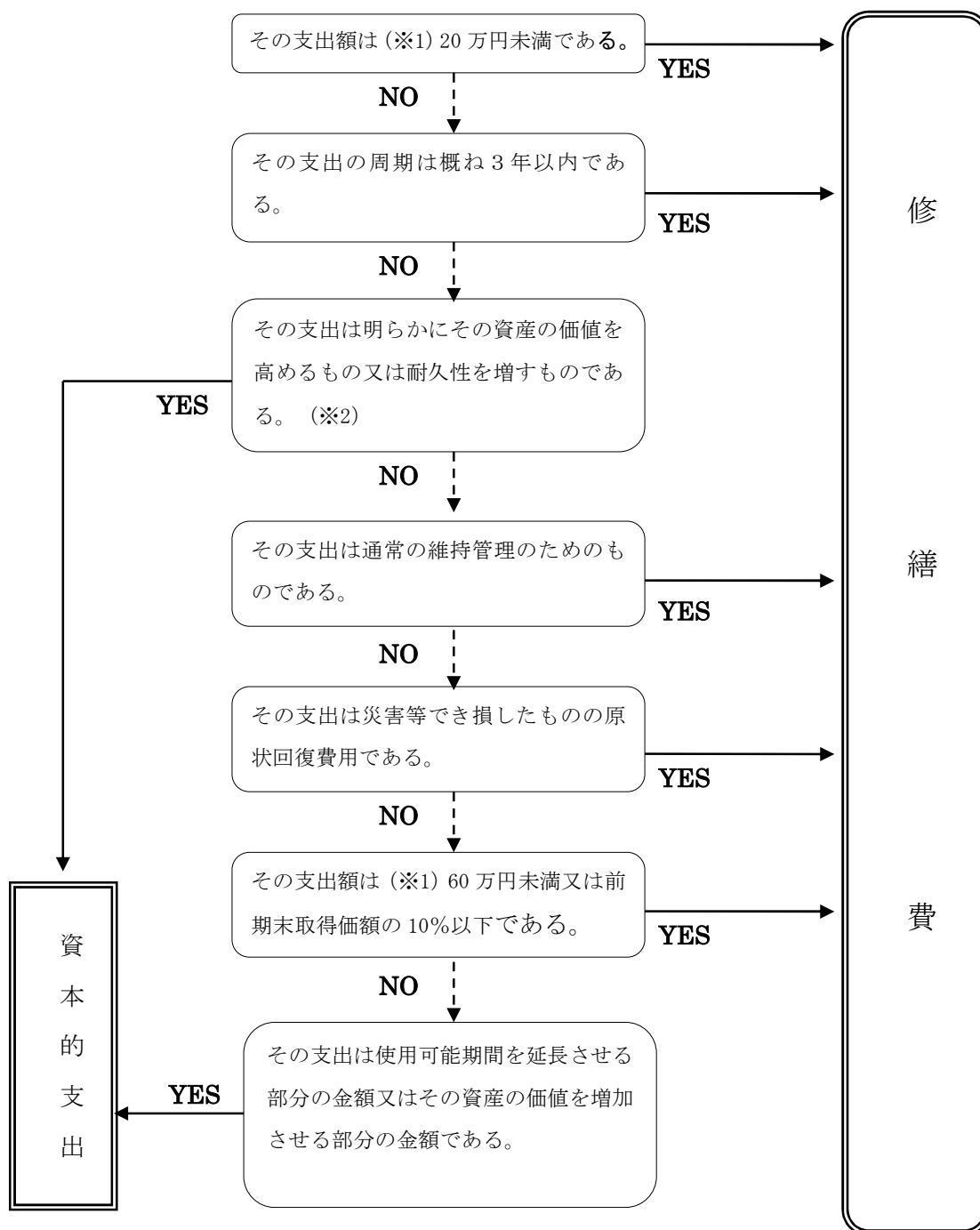
※拠点区分略標記

	略標記
法人本部	本部
生活介護ぴゅあ殿町	殿町
生活介護ぴゅあ松原	松原
相談支援事業所ぴゅあサポート	支援
ぴゅあほーむ・ショート	ほーむ

※サービス区分略標記

	略標記
ぴゅあほーむ	ケアホーム
ぴゅあショート	ショート

「資本的支出と修繕費の区分判定表」



※1 法人は、固定資産の計上基準を参酌し、合理的な金額を定めることができるものとする。

※2 次に掲げる支出は、当該資産の価値を高めるもの又はその耐久性を増すもの(資本的支出)に該当する。

- ① 避難階段の取付けなど物理的に付加された部分の金額
- ② 用途変更の為の模様替え等改造改装に直接要した金額
- ③ 固定資産の部分品を品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取り替えに要すると認められる金額